

薬 第 1585-2 号
令和 8 年 8 月 18 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の
指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 18 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 4 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-
9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
【通称名】 1 F e - L S D

- (2) N, N-ジエチル-2-（2- {[4-（2-フルオロエトキシ）フェニル]
メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタ
ン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 F l u e t o n i t a z e n e

- (3) N, N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-メチルプロポキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 I s o b u t o n i t a z e n e

- (4) N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 5-MeO-N i B T、5-MeO-i B T

- (5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和8年8月19日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701